

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 4 月27日
【会社名】	株式会社 島根銀行
【英訳名】	THE SHIMANE BANK , LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 鈴 木 良 夫
【本店の所在の場所】	島根県松江市朝日町484番地19
【電話番号】	(0852) 24－1234(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 朝 山 克 也
【最寄りの連絡場所】	島根県松江市朝日町484番地19
【電話番号】	(0852) 24－1234(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 朝 山 克 也
【縦覧に供する場所】	株式会社島根銀行 鳥取支店 (鳥取県鳥取市戎町501番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年4月20日（取締役会開催日）

(2) 当該事象の内容

当行が保有する固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、減損の兆候が認められたことから帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上する見込みであります。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年3月期の連結財務諸表及び個別財務諸表において減損損失739百万円を特別損失として計上する見込みであります。